

事務総局会議（第1回）議事録

日時	令和4年1月11日（火）午後2時00分～午後2時28分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、戸苅家庭局第一課長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	<p>1 民事執行規則の一部改正について 門田民事局長説明（資料第1）</p> <p>2 土地の収用等と強制執行等との調整に関する規則及び都市再開発法による権利の変換と強制執行等との調整に関する規則の一部改正について 門田民事局長説明（資料第2）</p> <p>3 民事調停委員及び家事調停委員規則及び専門委員規則の一部改正について 門田民事局長説明（資料第3）</p> <p>4 民事再生規則の一部改正について 門田民事局長説明（資料第4）</p> <p>5 金融機関等の更生手続の特例等に関する規則の一部改正について 門田民事局長説明（資料第5）</p> <p>6 会社非訟事件等手続規則の一部改正について 門田民事局長説明（資料第6）</p> <p>7 建築関係訴訟委員会規則の一部改正について 門田民事局長説明（資料第7）</p> <p>8 国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則の一部を改正する規則について 吉崎刑事局長説明（資料第8）</p> <p>9 逃亡犯人引渡法による審査等の手続に関する規則の一部を改正する規則について 吉崎刑事局長説明（資料第9）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9

秘書課長 大須賀 寛

(令和4. 1. 11 民三印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 民事執行規則の一部を改正する規則（改め文）
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理由

民事執行手続において裁判所に提出される書面の一部について押印を不要とする措置を講ずる必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

民事執行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）

新

旧

(給付義務者に対し陳述を催告すべき事項等)

第六十四条の二（略）

(給付義務者に対し陳述を催告すべき事項等)

第六十四条の二（略）

2 法第九十三条の二前段の規定による催告に対する

る給付義務者の陳述は、書面でしなければならない。

い。この場合において、給付義務者は、当該書面に押印することを要しない。

(第三債務者に対し陳述を催告すべき事項等)

(第三債務者に対し陳述を催告すべき事項等)

第一百三十五条 (略)

2 法第一百四十七条第一項の規定による催告に対する第三債務者の陳述は、書面でしなければならない。この場合において、第三債務者は、当該書面に押印することを要しない。

(第三債務者の事情届の方式等)

第一百三十八条 法第一百五十六条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。この場合において、第三債務者は、当該書面に押印することを要しない。

(第三債務者の事情届の方式等)

第一百三十八条 法第一百五十六条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

第一百三十五条 (略)

1 ～ 3 (略)

2 ～ 3 (略)

(振替社債等譲渡命令等)

(振替社債等譲渡命令等)

第一百五十条の七 (略)

256 (略)

第一百五十条の七 (略)
(新設)

256 (略)

7 前項において読み替えて準用する第一百四十一条
第四項の報告書を執行裁判所に提出する者は、当該報告書に押印することを要しない。

(支払等記録の届出等)

第一百五十条の十一 (略)

(支払等記録の届出等)

第一百五十条の十一 (略)

2 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。この場合において、電子債権記録機関は、当該書面に押印することを要しない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

3 (略)

1～3 (略)

3 (略)

(電子記録債権譲渡命令等)

第一百五十条の十四 (略)

257 (略)

8 前項において読み替えて準用する第一百四十一條

第四項の報告書を執行裁判所に提出する者は、当

該報告書に押印することを要しない。

(情報の提供の方法等)

第一百九十二条 (略)

2 (略)

3 法第一百八条第一項の情報の提供をする者は、

同項の書面に押印することを要しない。

(電子記録債権譲渡命令等)

第一百五十条の十四 (略)

257 (略)

(新設)

第一百九十二条 (略)

2 (略)

(新設)

(情報の提供の方法等)

第一百九十二条 (略)

2 (略)

(新設)

3 法第一百八条第一項の情報の提供をする者は、

同項の書面に押印することを要しない。

(令和4. 1. 11民三印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 土地の収用等と強制執行等との調整に関する規則及び都市再開発法による権利の変換と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則（改め文）
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理由

土地の収用等と強制執行等との調整に関する規則及び都市再開発法による権利の変換と強制執行等との調整に関する規則の規定について所要の整理をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

土地の収用等と強制執行等との調整に関する規則及び都市再開発法による権利の交換と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係—土地の収用等と強制執行等との調整に関する規則(昭和四十二年最高裁判所規則第十四号)

新

旧

(起業者が不服を有する場合における補償金等の取扱い)

第八条 法第九十六条第四項の規定による通知がさ

れたときは、裁判所に払い渡された補償金等のうち起業者の見積り金額を超える額については、法

第一百三十三条第二項に規定する期間の満了後七日

第一百三十三条第一項に規定する期間の満了後七日

を経過するまでの間、配当等を実施しないものとする。七日を経過するまでの間に、起業者が同項の規定による訴えを提起したことを証明する書面が提出されたときは、当該訴訟が完結し、その訴訟の結果を証明する書面が提出されるまでの間も同様とする。

2 (略)

を経過するまでの間、配当等を実施しないものとする。七日を経過するまでの間に、起業者が同項の規定による訴えを提起したことを証明する書面が提出されたときは、当該訴訟が完結し、その訴訟の結果を証明する書面が提出されるまでの間も同様とする。

2 (略)

第二条関係——都市再開発法による権利の交換と強制執行等との調整に関する規則（昭和四十五年最高裁判所

規則第二号）

新

旧

（裁決に基づいて払い渡された補償金等の取扱い）

（裁決に基づいて払い渡された補償金等の取扱い）

第八条（略）

第八条（略）

2 法第九十四条第五項の規定による通知がされた

ときは、裁判所に払い渡された補償金等のうち施

行者の見積り金額を超える額については、法第八

十五条第三項において準用する土地収用法（昭和

二十六年法律第二百十九号）第一百三十三条第二項

2 法第九十四条第五項の規定による通知がされた

ときは、裁判所に払い渡された補償金等のうち施

行者の見積り金額を超える額については、法第八

十五条第三項において準用する土地収用法（昭和

二十六年法律第二百十九号）第一百三十三条第一項

に規定する期間の満了後七日を経過するまでの間、配当等を実施しないものとする。七日を経過するまでの間に、施行者が法第八十五条第三項において準用する土地収用法第一百三十三条第一項の規定による訴えを提起したことを証明する書面が提出されたときは、当該訴訟が完結し、その訴訟の結果を証明する書面が提出されるまでの間も、同様とする。

3

(略)

に規定する期間の満了後七日を経過するまでの間、配当等を実施しないものとする。七日を経過するまでの間に、施行者が法第八十五条第三項において準用する土地収用法第一百三十三条第一項の規定による訴えを提起したことを証明する書面が提出されたときは、当該訴訟が完結し、その訴訟の結果を証明する書面が提出されるまでの間も、同様とする。

3

(略)

(令和4. 1. 11民二印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 民事調停委員及び家事調停委員規則及び専門委員規則の一部を改正する規則
(改め文)
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理 由

民事調停委員及び家事調停委員規則及び専門委員規則の規定について所要の整理をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

民事調停委員及び家事調停委員規則及び専門委員規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条 関係——民事調停委員及び家事調停委員規則(昭和四十九年最高裁判所規則第五号)

新

旧

(欠格事由)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命することができない。

(欠格事由)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命することができない。

一～四 (略)

一～四 (略)

五 医師として医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第七条第一項の規定により免許を取り消

五 医師として医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第七条第二項の規定により免許を取り消

され、又は歯科医師として歯科医師法（昭和二
十三年法律第二百二号）第七条第一項の規定に
より免許を取り消され、再免許を受けていない
者

され、又は歯科医師として歯科医師法（昭和二
十三年法律第二百二号）第七条第二項の規定に
より免許を取り消され、再免許を受けていない
者

第二条関係——専門委員規則（平成十五年最高裁判所規則第二十号）

新

（欠格事由）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。

一～四（略）

旧

（欠格事由）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。

一～四（略）

五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第一項の規定により免許を取り消され、又は歯科医師として歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第一項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない

五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、又は歯科医師として歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない

者

者

(令和4. 1. 11 民三印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 民事再生規則の一部を改正する規則（改め文）
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理 由

民事再生規則の規定について所要の整理をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

民事再生規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

民事再生規則（平成十二年最高裁判所規則第三号）

新

旧

(否認権のための保全処分の申立ての方式・法第

百三十四条の四)

(否認権のための保全処分の申立ての方式・法第

百三十四条の二)

第六十五条の二 法第百三十四条の四（否認権のための保全処分）第一項（同条第七項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による保全処分の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第六十五条の二 法第百三十四条の二（否認権のための保全処分）第一項（同条第七項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による保全処分の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(否認権のための保全処分に係る手続の続行の方

式等・法第百三十四条の五)

第六十五条の三 否認権限を有する監督委員又は管
財人は、法第百三十四条の五（保全処分に係る手
続の続行と担保の取扱い）第一項の規定により法
第百三十四条の四（否認権のための保全処分）第
一項の規定による保全処分に係る手続を続行する
ときは、その旨を裁判所に届け出なければならな
い。

一・二 (略)

2 (略)

(否認権のための保全処分に係る手続の続行の方

式等・法第百三十四条の三)

第六十五条の三 否認権限を有する監督委員又は管
財人は、法第百三十四条の三（保全処分に係る手
続の続行と担保の取扱い）第一項の規定により法
第百三十四条の二（否認権のための保全処分）第
一項の規定による保全処分に係る手続を続行する
ときは、その旨を裁判所に届け出なければならな
い。

2 (略)

3 裁判所書記官は、前項の規定により同項の相手

方に対する通知をする場合において、法第百三十
四条の五第三項の規定による担保の変換がされて
いるときは、当該変換された担保の内容をも通知
しなければならない。

4 裁判所書記官は、第一項の届出があつた場合に
おいて、当該保全処分について法第百三十四条の
四第四項（同条第七項において準用する場合を含
む。）の即時抗告に係る事件が係属しているとき
は、当該届出があつた旨を抗告裁判所に通知しな
ければならない。

5 第三条（調書）の規定は、法第百三十四条の五
第四項において準用する民事保全法（平成元年法
律第九十一号）第三十七条（本案の訴えの不提起

方に対する通知をする場合において、法第百三十
四条の三第三項の規定による担保の変換がされて
いるときは、当該変換された担保の内容をも通知
しなければならない。

4 裁判所書記官は、第一項の届出があつた場合に
おいて、当該保全処分について法第百三十四条の
二第四項（同条第七項において準用する場合を含
む。）の即時抗告に係る事件が係属しているとき
は、当該届出があつた旨を抗告裁判所に通知しな
ければならない。

5 第三条（調書）の規定は、法第百三十四条の三
第四項において準用する民事保全法（平成元年法
律第九十一号）第三十七条（本案の訴えの不提起

等による保全取消し）第三項、第三十八条（事情の変更による保全取消し）第一項又は第三十九条（特別の事情による保全取消し）第一項の規定による保全取消しの申立て及び同法第四十一条（保全抗告）第一項の規定による保全抗告についての手続における審尋の調書については、適用しない。

6 民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）第四条（申立ての取下げの方式等）第一項及び第二項の規定は法第百三十四条の五第四項において準用する民事保全法第十八条（保全命令の申立ての取下げ）に規定する保全命令の申立ての取下げについて、同規則第二十八条（起訴命令の申立

等による保全取消し）第三項、第三十八条（事情の変更による保全取消し）第一項又は第三十九条（特別の事情による保全取消し）第一項の規定による保全取消しの申立て及び同法第四十一条（保全抗告）第一項の規定による保全抗告についての手続における審尋の調書については、適用しない。

6 民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）第四条（申立ての取下げの方式等）第一項及び第二項の規定は法第百三十四条の三第四項において準用する民事保全法第十八条（保全命令の申立ての取下げ）に規定する保全命令の申立ての取下げについて、同規則第二十八条（起訴命令の申立

ての方式)の規定は同項において準用する民事保全法第三十七条第一項の申立てについて、同規則第四条第一項及び第三項、第七条(口頭弁論調書の記載の省略等)、第八条(審尋調書の作成等)第二項及び第三項、第九条(決定書の作成)、第十条(調書決定)並びに第二十九条(保全異議の規定の準用)の規定は前項に規定する保全取消しの申立てについての手続について、同規則第四条第一項及び第三項、第七条、第八条第二項及び第三項、第九条、第十条並びの規定の準用)の規定は前項に規定する保全抗告についての手続について準用する。

ての方式)の規定は法第百三十四条の三第四項において準用する民事保全法第三十七条第一項の申立てについて、同規則第四条第一項及び第三項、第七条(口頭弁論調書の記載の省略等)、第八条(審尋調書の作成等)第二項及び第三項、第九条(決定書の作成)、第十条(調書決定)並びに第二十九条(保全異議の規定の準用)の規定は前項に規定する保全取消しの申立てについての手続について、同規則第四条第一項及び第三項、第七条、第八条第二項及び第三項、第九条、第十条並びに第三十条(保全異議の規定の準用)の規定は前項に規定する保全抗告についての手続について準用する。

(法人の継続に係る届出・法第百七十三条)

第九十二条 法第百七十三条（再生計画案が可決された場合の法人の継続）に規定する場合において、法人を継続するかどうかが定まったときは、再生債務者等は、速やかに、その旨を裁判所に届け出なければならない。

(法人の継続と再生計画認可等の決定の時期・法第百七十四条)

第九十三条 法第百七十三条（再生計画案が可決された場合の法人の継続）に規定する場合には、前条（法人の継続に係る届出）の規定による届出がされたとき、又は再生計画案の可決後相当の期間内に同条の規定による届出がされないとき

(法人の継続に係る届出・法第百七十三条)

第九十二条 法第百七十三条（再生計画案が可決された場合の法人の継続）第一項に規定する場合において、法人を継続するかどうかが定まったときは、再生債務者等は、速やかに、その旨を裁判所に届け出なければならない。

(法人の継続と再生計画認可等の決定の時期・法第百七十四条)

第九十三条 法第百七十三条（再生計画案が可決された場合の法人の継続）に規定する場合には、前条（法人の継続に係る届出）の規定による届出がされたとき、又は再生計画案の可決後相当の期間内に同条の規定による届出がされないとき

生計画の認可又は不認可の決定をするものとする

に、再生計画の認可又は不認可の決定をするものとする。

（信用事業の譲渡に関する総会等の決議に代わる

許可の組合員等に対する送達）

第一百四十四条 第十九条（事業等の譲渡に関する株

主総会の決議による承認に代わる許可の株主に対

する送達）第一項の規定は農水産業協同組合の再

生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第
九十五号。以下「再生特例法」という。）第八条

（信用事業の譲渡に関する総会又は総代会の決議

に代わる許可）第二項において準用する法第四十

三条（事業等の譲渡に関する株主総会の決議によ

る承認に代わる許可）第二項の規定による組合員

（信用事業の譲渡に関する総会等の議決に代わる

許可の組合員等に対する送達）

第一百四十四条 第十九条（事業等の譲渡に関する株

主総会の決議による承認に代わる許可の株主に対

する送達）第一項の規定は農水産業協同組合の再

生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第
九十五号。以下「再生特例法」という。）第八条

（信用事業の譲渡に関する総会又は総代会の議決

に代わる許可）第二項において準用する法第四十

三条（事業等の譲渡に関する株主総会の決議によ

る承認に代わる許可）第二項の規定による組合員

又は会員に対する送達をする場合について、第十九条第二項の規定は再生特例法第八条第二項において準用する法第四十三条第四項に規定する方法により再生特例法第八条第二項において準用する法第四十三条第二項の規定による組合員又は会員に対する送達をした場合について準用する。

又は会員に対する送達をする場合について、第十九条第二項の規定は再生特例法第八条第二項において準用する法第四十三条第四項に規定する方法により再生特例法第八条第二項において準用する法第四十三条第二項の規定による組合員又は会員に対する送達をした場合について準用する。

(令和4. 1. 11民三印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 金融機関等の更生手続の特例等に関する規則の一部を改正する規則（改め文）
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理由

金融機関等の更生手続の特例等に関する規則の規定について所要の整理をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

金融機関等の更生手続の特例等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

金融機関等の更生手続の特例等に関する規則（平成十五年最高裁判所規則第三号）

新

（機構等に対する財産状況の周知）

第七条 金融機関（更生特例法第二条第三項に規定する金融機関をいう。第十三条において同じ。）

旧

（機構等に対する財産状況の周知）

第七条 金融機関（更生特例法第二条第三項に規定する金融機関をいう。第十三条において同じ。）

、金融商品取引業者（更生特例法第二条第四項に規定する金融商品取引業者をいう。第十三条において同じ。）又は証券会社（更生特例法第二条第四項に規定する証券会社をいう。第十三条において同じ。）又は保険会社（更生特例法第二条第五項に規定する保険会社をいう。第十三条において同じ。）の更生五項に規定する保険会社をいう。第十三条において同じ。）の更生

て同じ。）の更生手続においては、管財人は、裁判所に提出した会社更生法第八十四条第一項（更生特例法第五十五条又は第二百二十一条において準用する場合を含む。）の報告書の要旨を預金保険機構、投資者保護基金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、当該金融商品取引業者が加入しているものをいう。第十三条において同じ。）又は保険契約者保護機構（保険業法第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構であつて、当該保険会社が加入しているものをいう。第十三条において同じ。）に知らせるため、当該報告書の要旨を記載した書面のこれらの者に

手続においては、管財人は、裁判所に提出した会社更生法第八十四条第一項（更生特例法第五十五条又は第二百二十一条において準用する場合を含む。）の報告書の要旨を預金保険機構、投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、当該証券会社が加入しているものをいう。第十三条において同じ。）又は保険契約者保護機構（保険業法第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構であつて、当該保険会社が加入しているものをいう。第十三条において同じ。）に知らせるため、当該報告書の要旨を記載した書面のこれらの者に対する送付、会社更生規則第二

対する送付、会社更生規則第二十五条第一項（第一条又は第四条において準用する場合を含む。）に規定する関係人説明会の日時及び場所のこれらの者に対する通知その他の適当の者に対する通知その他の適当な措置を執らなければならない。

（機構等に対する財産状況の周知）

第十三条 金融機関、金融商品取引業者又は保険会社の破産手続においては、破産管財人は、裁判所に提出した破産法（平成十六年法律第七十五号）

第一百五十七条第一項の報告書の要旨を預金保険機構、投資者保護基金又は保険契約者保護機構に知らせるため、当該報告書の要旨を記載した書面のこれらの者に対する送付その他の適当な措置を執らなければならぬ。

十五条第一項（第一条又は第四条において準用する場合を含む。）に規定する関係人説明会の日時及び場所のこれらの者に対する通知その他の適当な措置を執らなければならない。

（機構等に対する財産状況の周知）

第十三条 金融機関、証券会社又は保険会社の破産手続においては、破産管財人は、裁判所に提出した破産法（平成十六年法律第七十五号）第百五十七

条第一項の報告書の要旨を預金保険機構、投資者保護基金又は保険契約者保護機構に知らせるため、当該報告書の要旨を記載した書面のこれらの者に対する送付その他の適当な措置を執らなければならぬ。

らなければならぬ。

ばならぬ。

(令和4. 1. 11民三印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則（改め文）
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理 由

会社非訟事件等手続規則の規定について所要の整理をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）

新

旧

(申立書の記載事項)

第二条 会社非訟事件手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。

一 (略)

(申立書の記載事項)

第二条 会社非訟事件手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。

一 (略)

二 申立てに係る会社（法第八百六十八条第四項）

二 申立てに係る会社（法第八百六十八条第三項）

に規定する裁判の申立てに係る事件にあつては、社債を発行した会社。以下この章において同じ。）の商号及び本店の所在地並びに代表者の

氏名

254 (略)

(信託法の規定による非訟事件の手続への準用)

第四十四条 第一章及び第二章の規定は、その性質に反しない限り、信託法（平成十八年法律第二百八号）の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において、第二条第一項第二号中「会社（法第八百六十八条第四項に規定する裁判の申立てに係る事件にあつては、社債を発行した会社。以下この章において同じ。）の商号及び本店

に規定する裁判の申立てに係る事件にあつては、社債を発行した会社。以下この章において同じ。）の商号及び本店の所在地並びに代表者の

氏名

254 (略)

(信託法の規定による非訟事件の手続への準用)

第四十四条 第一章及び第二章の規定は、その性質に反しない限り、信託法（平成十八年法律第二百八号）の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において、第二条第一項第二号中「会社（法第八百六十八条第三項に規定する裁判の申立てに係る事件にあつては、社債を発行した会社。以下この章において同じ。）の商号及び本店

の所在地並びに代表者の氏名」とあるのは「限定責任信託の名称及び事務処理地並びに受託者の氏名又は名称」と、第三条第一項中「申立書」とあるのは「申立書（限定責任信託に係るものに限る。）」と、「次に掲げる書類」とあるのは「申立てに係る限定責任信託の登記に係る登記事項証明書」と、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「前項」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と読み替えるものとする。

255 (略)

255 (略)

の所在地並びに代表者の氏名」とあるのは「限定責任信託の名称及び事務処理地並びに受託者の氏名又は名称」と、第三条第一項中「申立書」とあるのは「申立書（限定責任信託に係るものに限る。）」と、「次に掲げる書類」とあるのは「申立てに係る限定責任信託の登記に係る登記事項証明書」と、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「前項」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と読み替えるものとする。

(令和4. 1. 11民二印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 建築関係訴訟委員会規則の一部を改正する規則
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理由

専門委員の候補者の選定をする事務を建築関係訴訟委員会の所掌事務とすることその他必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

建築関係訴訟委員会規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

建築関係訴訟委員会規則（平成十三年最高裁判所規則第六号）

新

旧

(所掌事務)

第一条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (同上)

(新設)

五 最高裁判所の求めに応じて、建築紛争事件において専門的な知見に基づく説明をし、又は意見を述べるために必要な知識経験を有する専門委員の候補者の選定をすること。

(分科会)

第七条 (略)

2 分科会は、委員会の所掌事務のうち、第二条第

三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

3 ～ 7 (略)

(分科会)

第七条 (同上)

2 分科会は、委員会の所掌事務のうち、第二条第

三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

3 ～ 7 (同上)

(令和4. 1. 11 刑二印)

国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則の一部を改
正する規則について

(配布資料目録)

- 1 国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則の一部を改正する規則制定理
由
- 3 国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則の一部を改正する規則新旧対
照条文

理由

国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則の規定について所要の整理をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第八号）

新

旧

用）

（犯罪収益に係る保全手続等に関する規則等の準

用）

第十三条 この章に特別の定めがあるもののほか、

執行協力に関する手続については、その性質に反
しない限り、犯罪収益に係る保全手続等に関する

規則（平成十一年最高裁判所規則第十号）第三章

（第三条、第六条、第七条第二項及び第三項、第

（犯罪収益に係る保全手続等に関する規則等の準

用）

第十三条 この章に特別の定めがあるもののほか、

執行協力に関する手続については、その性質に反
しない限り、犯罪収益に係る保全手続等に関する

規則（平成十一年最高裁判所規則第十号）第三章

（第三条、第六条、第七条第二項及び第三項、第

十二条、第二十一条並びに第二十三条を除く。)

、刑事訴訟規則（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章、第三章及び第四章、第七編並びに第八編に限る。）、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する規則（昭和三十八年最高裁判所規則第八号）並びに逃亡犯罪人引渡法による審査等の手続に関する規則第十九条、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。この場合において、犯罪収益に係る保全手続等に関する規則第四条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第八号）第九条第二項第一号及び第十二条

十二条、第二十一条並びに第二十三条を除く。）

、刑事訴訟規則（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章、第三章及び第四章、第七編並びに第八編に限る。）、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する規則（昭和三十八年最高裁判所規則第八号）並びに逃亡犯罪人引渡法による審査等の手続に関する規則第十九条、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。この場合において、犯罪収益に係る保全手続等に関する規則第四条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第八号）第九条第二項第一号及び第十二条

第一項各号」と、「同条第一項第一号及び第六号」とあるのは「同項第一号」と、同項第三号及び同条第二項中「法第二十二条第二項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」(平成十九年法律第三十七号)第四十四条第二項」と、同規則第五条中「法」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」(平成十九年法律第三十七号)第四十四条第二項」と、同規則第五条中「法」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十四条第三項において読み替えて準用する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」と、同規則第七条第一項及び第八条第一項第二号中「被疑者」とあり、並びに同規則第十条第一項及び第十四条第一項第二号中「被告人又は被疑者」とあるのは「請求犯罪に係る国際刑事裁判所に対する

第一項各号」と、「同条第一項第一号及び第六号」とあるのは「同項第一号」と、同項第三号及び同条第二項中「法第二十二条第二項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」(平成十九年法律第三十七号)第四十四条第二項」と、同規則第五条中「法」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十四条第三項において読み替えて準用する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」と、同規則第七条第一項及び第八条第一項第二号中「被疑者」とあり、並びに同規則第十条第一項及び第十四条第一項第二号中「被告人又は被疑者」とあるのは「請求犯罪に係る国際刑事裁判所に対する

協力等に関する法律第二条第十号に規定する没収刑又は被害回復命令の裁判を受けるべき者」と、同規則第八条中「起訴前」とあるのは「国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条1に規定する審理が行われる前」と、同条及び同規則第十四条中「法第二十三条第四項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十四条第五項において読み替えて準用する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第六十八条第二項」と、同規則第十条第一項及び第十二条の二第十項中「法第三十条第四項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十七条において準用する組織的な犯罪の

協力等に関する法律第二条第十号に規定する没収刑又は被害回復命令の裁判を受けるべき者」と、同規則第八条中「起訴前」とあるのは「国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条1に規定する審理が行われる前」と、同条及び同規則第十三条中「法第二十三条第四項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十四条第五項において読み替えて準用する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第六十八条第二項」と、同規則第十条第一項及び第十二条の二第十項中「法第三十条第四項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十七条において準用する組織的な犯罪の

処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十条
第四項」と、同規則第十一條第十項及び第十一條
の二第十項中「法第三十六条第一項」とあるのは
「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第
四十七条において準用する組織的な犯罪の処罰及
び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一
項」と、同規則第十一條第十一項、第十三條第一
項、第十四条第一項、第十五条並びに第十七条第
一項第二号及び第二項中「法」とあるのは「国際
刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十七
条において準用する組織的な犯罪の処罰及び犯罪
収益の規制等に関する法律」と、同規則第十一條
第十二項及び第十一條の二第十一項中「第三條第一
十一項及び第十一條の二第十一項中「第三條第一

処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十条
第四項」と、同規則第十一條第九項及び第十一條
の二第十項中「法第三十六条第一項」とあるのは
「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第
四十七条において準用する組織的な犯罪の処罰及
び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一
項」と、同規則第十一條第十項、第十三條第一項
、第十四条第一項、第十五条並びに第十七条第一
項第二号及び第二項中「法」とあるのは「国際刑
事裁判所に対する協力等に関する法律第四十七
条において準用する組織的な犯罪の処罰及び犯罪
収益の規制等に関する法律」と、同規則第十一條第
十一項及び第十一條の二第十一項中「第三條第一

一項又は第二十六条第一項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則第十二条第一項」と、同規則第二十二条中「第五条から条第一項」と、同規則第二十二条中「第五条から第九条まで（第七条第二項及び第三項を除く。）及び第十二条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則第十三条において準用する第五条、第七条第一項、第八条及び第九条」と、「「追徴保全解放金」と、第十二条中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十七条」とあるのは「「追徴保全解放金」と読み替えるものととする。

項又は第二十六条第一項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則第十二条第一項」と、同規則第二十二条中「第五条から第九条まで（第七条第二項及び第三項を除く。）及び第十二条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則第十三条において準用する第五条、第七条第一項、第八条及び第九条」と、「「追徴保全解放金」と、第十二条中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十七条」とあるのは「「追徴保全解放金」と読み替えるものとする。

(令和4. 1. 11刑二印)

逃亡犯人引渡法による審査等の手続に関する規則の一部を
改正する規則について

(配布資料目録)

- 1 逃亡犯人引渡法による審査等の手続に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 逃亡犯人引渡法による審査等の手続に関する規則の一部を改正する規則制定
理由
- 3 逃亡犯人引渡法による審査等の手続に関する規則の一部を改正する規則新旧
対照条文

理由

逃亡犯罪人引渡法による審査等の手続に関する規則の規定について所要の整理をする必要がある。これがこの規則を制定する理由である。

逃亡犯罪人引渡法による審査等の手続に関する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

逃亡犯罪人引渡法による審査等の手続に関する規則(昭和二十八年最高裁判所規則第十一号)

新

旧

(拘禁許可状請求の方式・法第五条)

第五条 (略)

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 引渡犯罪名及び引渡犯罪に係る行為

三 引渡犯罪に係る行為に適用すべき請求国の罰

(拘禁許可状請求の方式・法第五条)

第五条 (同上)

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (同上)

二 引渡犯罪名及び引渡犯罪にかかる行為

三 引渡犯罪にかかる行為に適用すべき請求国の

条及び日本国の相当罰条

四 引渡しの請求が引渡条約に基づいて行われたものである場合には、当該条約において引渡犯罪に係る行為を犯罪人の引渡しを請求することができる犯罪として掲げる条項

五 引渡しの請求が引渡条約に基づかないで行われたものである場合には、法第三条第二号の保障が証がなされている旨

六 請求国の名称及び引渡しの請求の年月日

七・九 (略)

3・4 (略)

罰条及び日本国の相当罰条

四 引渡の請求が引渡条約に基いて行われたものである場合には、当該条約において引渡犯罪にかかる行為を犯罪人の引渡を請求することができる犯罪として掲げる条項

五 引渡の請求が引渡条約に基かないで行われたものである場合には、法第三条第二号の保障がなされている旨

六 請求国の名称及び引渡の請求の年月日

七・九 (同上)

3・4 (同上)

事務総局会議（第2回）議事録

日時	令和4年1月25日（火）午後2時30分～午後3時10分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、浅川家庭局企画官、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官、遠藤裁判所職員総合研修所長、石井総務局第一課長
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程の制定について 小野寺総務局長及び遠藤裁判所職員総合研修所長説明（資料第1） 2 高等裁判所事務局長事務打合せの開催について 小野寺総務局長説明（資料第2） 3 高等裁判所長官事務打合せの開催について 小野寺総務局長説明（資料第3） 4 令和4年度調停委員協議会の開催について 門田民事局長及び浅川家庭局企画官説明（資料第4） 5 労働審判員研修会の開催について 門田行政局長説明（資料第5） 6 労働審判員研究会の開催について 門田行政局長説明（資料第6）
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1</p> <p>◎ 了承 2、3、4、5、6</p>

秘書課長 大須賀 寛之

事務総局会議資料第1
(1月25日開催)

(令和4. 1. 25 総一印)

裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程の制定について

(配布資料目録)

- 1 裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程
- 2 理由
- 3 裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程新旧対照条文

最高裁判所規程第
号

裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程

裁判所職員総合研修所規程（平成十六年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（研修に関する事項の決定）」に改め、同条中「各年度における」を「前条第一項の研修については、」に改め、「研修の実施に関する」を削り、「最高裁判所が」の下に「これを」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項に定めるものを除いて、研修に関し必要な事項は、裁判所職員総合研修所長がこれを定める。

第二条の次に次の二項を加える。

（研修計画の大綱の申出）

第二条の二 裁判所職員総合研修所長は、毎年三月三十一日までに、翌年度の研修計画の大綱を定め、これを最高裁判所長官に申し出なければならない。

第三章中第十二条の次に次の二項を加える。

(養成に関する事項の決定)

第十二条の二 第四条から前条までに定めるものを除いて、養成に関する必要な事項は、裁判所職員総合研修所長がこれを定める。

第十三条中「における研修及び養成」を削り、「裁判所職員総合研修所長が」の下に「これを」を加える。

附 則

この規程は、令和四年一月二十八日から施行する。

理 由

裁判所職員総合研修所における研修及び養成の事務の適正かつ円滑な運営を図るため、裁判所職員総合研修所規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判所職員総合研修所規程（平成十六年最高裁判所規程第二号）

新

旧

(研修に関する事項の決定)

第二条 前条第一項の研修については、研修の期間
、場所、研修に参加する者その他の重要な事項は
、最高裁判所がこれを定める。

(実施に関する重要な事項の決定)

第二条 各年度における研修の期間、場所、研修に
参加する者その他の研修の実施に関する重要な事
項は、最高裁判所が定める。

(新設)

2 前項に定めるものを除いて、研修に関し必要な

事項は、裁判所職員総合研修所長がこれを定める

9

(研修計画の大綱の申出)

第二条の二 裁判所職員総合研修所長は、毎年三月

三十一日までに、翌年度の研修計画の大綱を定め、これを最高裁判所長官に申し出なければならぬ。

(養成に関する事項の決定)

第十二条の二 第四条から前条までに定めるものを

除いて、養成に関し必要な事項は、裁判所職員総

合研修所長がこれを定める。

(裁判所職員総合研修所長への委任)

第十三条 この規程に定めるもののほか、裁判所職

員総合研修所に関し必要な事項は、裁判所職員総

合研修所長がこれを定める。

(新設)

(裁判所職員総合研修所長への委任)

第十三条 この規程に定めるもののほか、裁判所職

員総合研修所における研修及び養成に関し必要な

事項は、裁判所職員総合研修所長が定める。

事務総局会議資料第2
(1月25日開催)

高等裁判所事務局長事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和4年3月3日（木）
- 3 開催方法 テレビ会議システムまたは他の接続機器を用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

日 (曜日)	時間
	13:15 ~ 16:15
3日 (木)	事務総長挨拶 協議

事務総局会議資料第3
(1月25日開催)

高等裁判所長官事務打合せ開催要領(案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和4年3月10日(木)
- 3 開催方法 テレビ会議システムまたは他の接続機器を用いて、最高裁判所と各高等裁判所(支部を除く。)を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人
随員 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

日 (曜日)	時間
	13:30 ~ 16:00
10日 (木)	最高裁判所長官挨拶 全体協議

事務総局会議資料第4
(1月25日開催)

(令和4. 1. 25 民二印)

調停委員協議会の開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和4年5月26日(木)
- 3 場所 最高裁判所

ウェブ会議システムを用いて、最高裁判所と協議員が所在する裁判所とを相互に接続する方法を用いる。

4 協議事項 (1) 民事

民事調停が直面する課題を克服してより良い調停運営を実現するため、調停委員の技能向上を図るに際しての課題及び具体的方策について

(2) 家事

新たな調停運営の柱となる事案の内容、各期日の目的等に応じたメリハリのある事情聴取・調整の在り方及びその実現のために調停委員が果たすべき役割－ウェブ会議の導入も見据えて－

- 5 協議員 各地方裁判所又は管内の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員1人ずつ(高等裁判所本庁所在地以外の地にあっては、民事調停委員及び家事調停委員の併任者であれば、1人とすることも可能である。)

合計 最大 100人

- 6 参列員 協議事項(1)については、簡易裁判所判事及び裁判所書記官

2人

協議事項(2)については、家庭裁判所判事、家庭裁判所調査官及び裁判所書記官

3人

合計 5人

(令和4. 1. 25 行二印)

労働審判員研修会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 原則として4月から6月までの間で各地方裁判所の定める日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 研修事項 労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得
- 5 出席者 各地方裁判所に所属する新任の労働審判員

(令和4. 1. 25 行二印)

労働審判員研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 原則として9月から12月までの間で各地方裁判所の定める日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 研究事項 労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得
- 5 出席者 各地方裁判所に所属する労働審判員